

記入例

婚姻届

令和 ○年 △月 □日 届出

岩手県盛岡市長 殿

午前・午後 時 分 受付						
受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

	夫	な	る	人	妻	な	る	人
	(フリガナ)	イワテ	タロウ		ウチマル	ハナコ		
		氏	名		氏	名		
(1)	氏 名	岩手	太郎		内丸	花子		
	生 年 月 日	昭和・平成	63 年 4 月 1 日		昭和・平成	元 年 8 月 1 日		
	住 所	岩手 都道府県	盛岡市		岩手 都道府県	紫波郡紫波町		
(2)	住民登録をしているところ	内丸20	番地(番)3-1101(号)		大字徳田第20地割15	番地(番)10		号
	方書				方書	矢巾荘102号		
	本 籍	岩手 都道府県	盛岡市		岩手 都道府県	紫波郡紫波町		
(3)	外国人のときは国籍だけを書いてください	内丸20	番地(番)		高水寺字中田50	番地(番)1		
	筆頭者の氏名	岩手 一郎			筆頭者の氏名	内丸 花子		
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 中津川 五郎	続き柄		父 内丸 次郎	続き柄		
		母 岩手 久子	長 男		母 内丸 幹子	二 女		
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 岩手 一郎	続き柄		養父	続き柄		
		養母	養 子		養母	養 女		
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		岩手県盛岡市内丸20	番地(番)		
(5)	同居を始めたとき	昭和(令和)平成	元 年 5 月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください			
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚	☐死別 ☐離別 年 月 日		☐初婚 再婚	☐死別 ☑離別 平成30年4月1日		
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		夫 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
		夫 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		夫 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
		夫 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		夫 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯		
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			夫の職業	妻の職業		
	その他							
	届出人署名(※押印は任意)	夫 岩手 太郎	印		妻 内丸 花子	印		
	事件簿番号		住定日 夫 年 月 日		妻 年 月 日			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。修正液や修正テープは使用しないでください。

届書は、1通でさしつかえありません。

この届は、土・日曜日や祝日でも届けることができます。

◎証人（成年の方）は2名必要です。必ず自署してもらってください。

		証		人	
署 名 (※押印は任意)		姫神 五郎	印	見前 二郎	印
生 年 月 日		昭和・平成 43 年 7 月 1 日		昭和・平成 2 年 4 月 1 日	
住 所		岩手 都道 盛岡市 府県		岩手 都道 盛岡市 府県	
		玉山馬場字前田90番地 番 10 号		乙部30地割110番地 番 90 号	
本 籍		岩手 都道 盛岡市 府県		岩手 都道 八幡平市 府県	
		玉山馬場字前田90番地 番		大更第50地割40番地 番 1	

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
- 2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

→ □には、名乗る氏に☑のようにしるしをつけてください。
☑の氏の人、または外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

◎連絡先（日中に必ず連絡のつくところを書いてください）

夫	電話 000(111)2222 自宅・(携帯)・勤務先
妻	電話 333 (4444) 5555 自宅・(携帯)・勤務先

→必ず、本人が署名してください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。